

令和5年7月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月10日（月） 午後1時30分から午後2時4分
- 2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。

会 長	1 番	有働憲一					
会長代理者	2 番	金栗孝義					
委 員	3 番	猪口琢真	4 番	菊川俊二	5 番	吉田広志	7 番 高木修治
	8 番	池田弘昭	9 番	山崎照代	10 番	中畑昇	11 番 池田勝美
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（1名）。
6 番 本山圭司
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（16名）。

江上幸一	樋口哲男	上田憲一	前淵慎一郎	大城戸一義	福山修	深草哲夫
山下栄次	浦部俊一	井島武士	牛島宣雄	竹下孝昭	有富博明	落合修
石原寛之	吉永剛					
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（1名）。
中嶋孝
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について
報告第1号	非農地通知について
 - 6 そ の 他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（3名）。

事務局長	池上 圭造（兼庶務係長）
主事	泉 光星
会計年度任用職員	中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（0名）。

事務局 池上	1 開 会 定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。 まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。 「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から、令和5年7月和水町農業委員会総会を開会します。
	2 会議成立宣言 本日は、農業委員11名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。
会長 有働	3 会長挨拶 有働会長、挨拶をお願いします。 みなさん、改めまして「こんにちは。」 6月になって梅雨に入り、毎日、々、雨が降り続いている状況です。 テレビを見ていますと、九州北部の福岡、大分を中心に災害が出るような雨が降っています。 幸い、和水町では、雨は降っていますが、災害は出ていないようです。 7月に入り、梅雨が明ければ暑い日が続きそうです。 先日、74歳の男性が、畑の草刈中に突然倒れ亡くなられたそうです。 皆さんも、暑い日の作業が続きます。健康管理に十分注意して農作業の方にも頑張ってもらいたいと思います。 本日は、議案についても活発な意見を出していただくようお願いします。
事務局 池上	有働会長、ありがとうございました。 会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。
議長 有働	4 議事録署名人の指名 本日の議事録署名委員は、5番吉田委員と7番高木委員をお願いします。 それでは、議事に入ります。
事務局 泉	5 議事 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。 この件につきまして、事務局の説明をお願いします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が2件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページをご覧ください。 所有権移転の整理番号1 佐賀県佐賀市の譲渡人から瀬川の譲受人へ（売買） 所有権移転の整理番号2 原口の譲渡人から下津原の譲受人へ（売買） これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」全ての審査基準に適合しています。 議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長 有働	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 議案第1号につきまして、何か質問等はありませんか。
議長 有働	——— 「異議なし」の声 ——— 無いようですので、採決をします。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお

		願います。
		—— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第１号については、原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を、議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」 農地法第４条の規定による農地の転用許可申請が１件提出されています。 申請人及び土地の所在地等については、議案の２ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。 整理番号１ 山林 申請地は、野田地区内の養鶏施設に隣接する狭小な植林された山林でした。５０年程前までは畑として耕作されていたものですが、周囲の山林との関連により、杉を植林されているものです。追認案件となりますので「始末書」を添付して申請する形式となっています。 雨水については、自然浸透させ、周囲に影響はありません。 既にな許可のまま、転用されているのが現状であり、周囲も山林となっています。 この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。 「農地区分」及び「立地基準」は、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第二種農地」に該当し、許可可能農地と判断します。 「一般基準」の「資金力及び信用力」、「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」、「計画面積の妥当性」、「周辺農地等にかかる営農条件への支障の有無」、「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、既に転用されており問題はありません。 議案第２号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。 整理番号１について、１０番中畑委員の報告をお願いします。
１０番 中畑委員		整理番号１について、１０番中畑が報告します。 ６月２８日に、私と牛島推進委員、事務局員で現地確認を行いました。 申請地は、野田地区の台地上の狭小な畑でした。現地には樹齢５０年以上を経過した杉が生育しており、山林となっていました。鶏舎が隣接していましたが、周囲は同様の山林でした。 農作物への影響は全くありません。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第２号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 —— 「異議なし」の声 ——
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお

		願います。
		—— 全員挙手 ——
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。 当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。 申請書添付書類については、別添の「転用資料」で確認をお願いします。 整理番号1 宅地分譲（所有権移転） 前原の譲渡人から福岡県大野城市の住宅建築会社へ、宅地として売買するものです。 申請地は原口にある農地で、周囲を住宅が立ち並ぶ地域の一角となっていました。 同地区は下水道・上水道共に整備されており、計画では接続するのみとなっています。 この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。 「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」「通帳の写し」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和6年1月までに造成工事を完了し、同年2月から建築条件付きで、宅地分譲を開始する予定ですので、問題ないと思われます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画面積である8区画から判断すると、妥当な面積であります。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。 議案第3号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 続いて、現地確認をしていただいた委員さんからの報告をお願いします。 整理番号1について、4番菊川委員の報告をお願いします。
4番菊川委員		整理番号1について、4番菊川が報告します。 6月26日に、私と樋口推進委員、事務局員で現地確認を行いました。 申請地は原口にある農地で、隣接地には太陽光パネルが一面に設置されており、それも含めた住宅街の一部分となっていました。 作付け状況としては、何も耕作されておらず、除草作業が行われていただけの状況でした。 同所は上水道や下水道が整備されていますので、分譲住宅地として整備されても農作物の生育に対して影響はありませんし、日照・通風などの影響も無いと判断し

		ました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第3号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第4号「農用地利用集積計画について」 農用地利用集積計画の賃貸借権設定の申出書が6件提出されています。 農用地利用集積計画書によりますと、6件中、新規設定が5件、再設定が1件です。 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の4ページと5ページをご覧ください。 これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。 議案第4号にかかる事務局からの説明は以上となります。
議長	有働	ただ今、事務局からの説明がありました。 議案第4号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定しました。 これで、すべての議事は終了しました。 他に、各委員の皆様から何かご意見、質問等はありませんか。 ——— 意見・質問等なし ———
議長	有働	無いようですので、報告案件に移ります。

		報告第 1 号「非農地通知書について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	泉	報告第 1 号「非農地通知書について」 總會資料の 6 ページをご覧ください。 前原の農地の所有者から、地目変更についての相談を受けました。 去る 6 月 26 日、菊川農業委員、樋口推進委員と事務局員 2 名で、農地の現地確認を行い再生不可能な農地と判断しました。 所有者に対して「非農地通知書」を交付し、地目変更の指導を行った案件です。 以上で、報告を終わります。
議長	有働	本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。 他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。 ——— 意見・質問等なし ———
議長	有働	無いようですので進行を事務局へお返しします。
事務局	池上	有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。 6 その他（連絡事項） 總會資料の 7 ページをご覧ください。 事務局から、事務連絡。 7 閉会 ご起立をお願いします。 これをもちまして、令和 5 年 7 月和水町農業委員会総会を閉会します。 お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 5 番 _____

署 名 委 員 7 番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 7 頁